

沖縄県警察の少年警察活動に関する訓令

発出年月日：平成19.12.25

文書番号：沖縄県警察本部訓令27

公表範囲：概要

改正 前略・・・令和4.9 沖縄県警察本部訓令11

この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）、沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）その他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。